

第161回簿記検定試験

主催／日本商工会議所・米沢商工会議所

【申込に関する重要確認事項】

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、各級に定員を設けています。(先着順)
- ・「新型コロナウイルス感染症予防対策に関する申告書」の提出が必須となります。
- ・申し込み方法によって受付期間が異なります。
- ・申込方法に関わらず、受験票は申込書に記載の住所にハガキで郵送します。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行状況などにより、検定試験を中止する場合があります。その際は、文書での通知および当所 HP などでお知らせいたします。

1. 試験日時 令和4年6月12日(日)
1級…午前9時開始 2級…午後1時30分開始
3級…A/午前9時開始、B/午前11時開始
2. 試験場 松川コミュニティセンター(米沢市通町6-14-25 ☎26-8580)
※諸事情により会場が変更になる場合もありますが、その際は受験票に記載して郵送いたします。
3. 定員 1級：10人 2級：60人 3級：60人(30人×2回)
※新型コロナウイルス感染防止に配慮した試験施行のため、各級に定員を設けます。
※3級は申込者多数の場合、試験を2回実施します。ご自身の試験開始時間は、受験票でご確認ください。なお、試験の開始時間を選ぶことはできません。
4. 受験料 (税込み) 1級/7,850円 2級/4,720円 3級/2,850円
※受験料の他に事務手数料がかかります。(窓口:200円、ネット:650円)
※試験時間の重複しない2つの級を同日に受験することも可能です。
※一度申し込まれた受験料は試験中止等の事情以外は返金しません。
また、申込後の変更、取消は出来ません。
5. 申込期間 申し込みの方法によって受付期間が異なります。ご注意ください。
【 窓口 】令和4年4月25日(月)～令和4年5月13日(金)
(受付時間/平日 9:00～17:30)
【インターネット】令和4年4月25日(月) am 0:00～
令和4年5月8日(日) pm 23:59
6. 申込方法 ① 窓口
受験申込書に必要事項を記入の上、受験料と一諸に米沢商工会議所へ申し込んでください。受験票は申込の時期に関わらず、試験日の約2週間程前に発送いたします。試験7日前までに届かない場合は、当所までご連絡ください。申込書の記入は受験者本人の自筆に限ります。
 - ・受験料の他に事務手数料として別途200円がかかります。
 - ・2つの級を受験する場合は、それぞれの級ごとに手数料がかかります。

② インターネット

米沢商工会議所ホームページより「簿記検定ネット申込」へアクセスし、手続きを行ってください。受験票は申込の時期に関わらず、試験日の約2週間前に発送いたします。試験7日前までに届かない場合は、当所までご連絡ください。

- ・期限内に入金されなかった場合は、無効となりますのでご注意ください。
- ・受験料の他に事務手数料として別途650円がかかります。
(併願の場合は200円加算となります)

7. 個人情報の取り扱い

申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、個人情報保護法を遵守し検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成、合格証書・合格証明書の発行および商工会議所検定試験に関する各種連絡、各種情報提供に使用し、目的外の使用はいたしません。

8. 試験科目・程度

級別	科目	制限時間	程度
1級	商業簿記	90分(前半)	極めて高度な商業簿記・会計学・工業簿記・原価計算を修得し、会計基準や会社法、財務諸表等規則などの企業会計に関する法規を踏まえて、経営管理や経営分析を行うことができる。
	会計学		
1級	工業簿記	90分(後半)	
	原価計算		
2級	商業簿記 工業簿記 (原価計算を含む)	90分	高度な商業簿記・工業簿記(原価計算を含む)を修得し、財務諸表の数字から経営内容を把握できるなど、企業活動や会計実務を踏まえ適切な処理や分析を行うことができる。
3級	商業簿記	60分	基本的な商業簿記を修得し、小規模企業における企業活動や会計実務を踏まえ、経理関連書類の適切な処理を行うことができる。

※ 当所では「初級」試験は実施しておりません。受験希望の方は UT パソコンスクール米沢校 (☎0238-26-7081) にお問い合わせください。

- ## 9. 合格基準
- ・各級とも満点を100点とし得点70点をもって合格とします。
 - ・ただし、1級に限り、1科目ごとの得点が40%未満のものは不合格とします。

10. 合格発表

【1級】試験日から約2カ月後に事務局より書面にて発表。

【2級～3級】令和4年6月28日(火) 午前11時～

米沢商工会議所入口掲示板とホームページ上にて発表します。

【米沢商工会議所URL】 <http://www.ycci.or.jp/>

合格発表後、全ての受験者に試験結果と成績を郵送いたします。

※ 電話による合否・点数のお問い合わせにはお答えできません。

11. 合格証書の交付

- ・合格証書のお渡しは、試験から約1か月後となります。詳しくは成績表に記載の日程をご確認ください。
- ・合格証書は受験票と引き換えになります。
- ・受験票をご持参のうえ、平日9:00～17:30にご来所ください。
- ・合格証書の郵送をご希望の場合は、受験票と返信用切手(140円)を米沢商工会議所までお送りください。

◆試験当日の持ち物◆

① 受験票

② コロナウイルス感染症予防対策に関する申告書

試験当日の体温を記入の上お持ちください

※ ①および②はハガキで郵送されます。試験当日は切り離さずにお持ちください。

③ 身分証明書

運転免許証・学生証・パスポート・マイナンバーカードなど、氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できるもの

④ 筆記用具

使用できる筆記用具はHBまたはBの黒鉛筆、シャープペンシル、消しゴムのみ

⑤ 計算器具（電卓、そろばん）

電卓は計算機能のみのものに限る。次の機能があるものは持ち込みできません

- ・印刷(出力)機能
- ・メロディー（音の出る）機能
- ・プログラム機能（例：関数電卓等の多機能な電卓等）
- ・辞書機能（文字入力を含む）

(注)ただし、次のような機能は、プログラム機能に該当しないものとして、試験会場での使用を許可します。

- ・日数計算・時間計算・換算・税計算・検算

※ 試験場での携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の使用を禁止します。必ず電源を切ってください。指示に従わず、着信音が鳴るなどした場合は、退場させる場合もあります。

受験者への連絡・注意事項

① 感染対策

『検定試験の受験に関する注意事項《新型コロナウイルス感染症予防対策》』の記載事項に該当しないことを確認し、試験当日は、受験票と併せて送付される「**新型コロナウイルス感染症予防対策に関する申告書**」を必ず提出してください。

② 受験料の返還

一度申し込まれた受験料の返金および試験日の延期・変更は、認められません。
(二重申し込みにご注意ください)

③ 入場許可

試験会場には所定の申し込み手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。
また、受験票の無い方は入場することができませんので、紛失された方は試験本部にて再交付を受けてください。

④ 遅刻

試験開始時間までに試験会場に入場するよう、時間厳守してください。

⑤ 本人確認

受験に際しては、身分証明書を携帯してください。

⑥ 試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

- ・ 試験委員の指示に従わない者
- ・ 禁止されている機器を持ち込み、使用する者
- ・ 試験中に助言を与えたり、受けたりする者
- ・ 試験問題等を複写する者
- ・ 答案用紙を持ち出す者
- ・ 本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
- ・ 他の受験者に対する迷惑行為を行う者
- ・ 暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
- ・ その他の不正行為を行う者

⑦ 試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

⑧ 試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法等についてのご質問には、一切回答できません。

⑨ 答案の公開、返却

受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

⑩ 試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電その他不可抗力による事故等の発生により、やむを得ず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料の返金等対応します。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

⑪ 答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返金いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

〇●〇簿記検定に関するお申し込み・お問い合わせ〇●〇



米沢商工会議所

YONEZAWA CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

〒992-0045 米沢市中央 4-1-30

TEL/0238-21-5111 FAX/0238-21-5116 (平日のみ 8:40~17:40 まで)

検定試験の受験に関する注意事項<新型コロナウイルス感染症予防対策>

今般の新型コロナウイルス感染症の影響と感染拡大防止の観点から検定試験の受験に際し、下記の点をご留意の上、検定試験のお申し込みならびにご協力をお願いいたします。

～ 受験条件 下記①～③に該当しない方 ～

- ① 体調不良（**37.5℃以上の発熱・激しい咳・全身痛・味覚異常**など）のある方。
- ② 検定試験日前 14 日以内に新型コロナウイルス感染が多発している**国や地域**への往来を行った方。
- ③ 検定試験日前 14 日以内に、身近（同居家族や職場等）に「**新型コロナウイルス感染者**」や「**感染疑いのある濃厚接触者**」がいる方。

■ 検定試験受験の受入対象について

置賜地域在住または、置賜地域にある事業所や学校等に通勤・通学を行っている方。

■ 検定試験前の行動制限について

検定試験日前 14 日以内は、通勤・通学等やむを得ない場合を除き感染拡大している国・地域への移動はご遠慮ください。

■ 検定試験当日に関する注意事項

- (1) 試験当日は、マスクの装着をお願いします。
- (2) 受験票と併せて送付される、「新型コロナウイルス感染症予防対策に関する申告書（以降、申告書）」に基づき、検温・確認事項をご記入の上、申告書を必ずご提出ください。申告書のご提出をいただけない場合は、試験会場への入場をお断りいたします。
- (3) 申告書を忘れた方、また、検温を忘れた方は、会場入り口で試験委員までお申し出ください。その場で検温・記入の上、申告書をご提出いただきます。
- (4) 申告書の記載内容によっては、試験会場への入場をお断りいたします。
- (5) 試験中に体調を崩された場合は、試験委員にお申し出ください。

※検定中止の場合は受験料（手数料除く）を返金いたしますが、それ以外の理由では返金できませんので、あらかじめご了承ください。

■ 会場および試験委員による対策

- 試験委員についても「検定試験受験の条件①～③」ならびに、「検定試験前の行動制限」について徹底し、当日の運営に当たります。
- 会場における換気を試験開始前・試験中・試験終了後に行います。
- 会場内の着席機のアルコール除菌は、試験開始前に試験委員が行います。
- 会場前の通路にアルコール消毒液を準備しておりますのでご使用ください。
- 会場の施設管理者から求めがあった場合には、受験者の氏名・住所・連絡先等を施設管理者へ提出します。また、試験委員および受験者より感染者が確認された場合は、連絡先を保健所に提供することがあります。

※新型コロナウイルス感染の状況によっては、検定試験を中止する可能性があります。その際は、文書での通知または当所HPなどでお知らせいたします。